

令和5年度 長崎市就学援助制度のお知らせ

長崎市では保護者のみなさまの経済的ご負担を軽減し、お子様が学校で楽しく勉強できるように、学用品費や給食費等の経費の一部を援助しています。基準に該当し、援助をご希望の方は本制度をご利用ください。

援助を受けることができる方

児童扶養手当を受けている場合、世帯員全員が市民税非課税である場合、世帯員全員の合計所得が認定基準額以下である場合など、この申請書の4ページに記載されている申請基準のいずれかに該当する方で、教育委員会が援助が必要であると認めた方が対象となります。

申請方法

援助を申請しない場合は、申請書の1欄のみ記入して全員提出してください。
※ 就学援助の申請は毎年度必要です。

※ いずれか一つの方法で申請ください。(申請履歴が確認できる電子申請をお勧めします)

申請方法	申請場所	提出物・添付物	備考
電子申請	右 QR コードまたは長崎市 HP から申請	通帳の写し、審査に係る必要書類※ ¹	電子申請の場合も、本申請書の1欄のみ記入し、学校へ提出してください。
紙申請	お子さまの在籍する学校(小中それぞれ提出※ ²)	申請書※ ³ 、通帳の写し、審査に係る必要書類※ ¹	ボールペン等の消えない筆記用具を使用してください。

電子申請用



※¹ 審査に係る必要書類は、申請書の裏面(4ページ)を参照してください。

※² この場合、小学校へ提出する申請書は、**中学校へ提出するものをコピーしたもので構いません。**

また、提出する際は、学校から配付された封筒や使用済み封筒などに入れてください。

※³ 弟や妹で、4月入学のお子様がいる場合は、入学予定の学校に、兄や姉と一緒に記入して提出してください。

また、4月入学のお子様については、「入学説明会」等で、全員に申請書を配付しますが、兄や姉と一緒にご提出をされた方は申請書を学校に返却してください。

その他注意事項

- ・保護者の方が市内と市外(単身赴任等)のそれぞれに在住している場合は、市内の方を申請者としてください。
- ・期限後も随時申請は受け付けています(その場合、提出日ごとの認定月となります)。

援助内容

(支給額は令和4年度の場合です。支給額・支給時期などについては変更になる場合があります。)

費 目	支給額		支給時期	支給対象経費
	小学校	中学校		
新入学用品費	(小6) 60,000円	—	3月	新入学用品の購入にかかる経費の一部 ※新1年生は、入学前に受給された方を除く
	(小1) 54,060円	(中1) 60,000円	7月	
学用品費	年額 11,630円	年額 22,730円	7、8、1月	学用品等の購入にかかる経費の一部
通学用品費	(小・中2年生以上) 年額 2,270円		7、8、1月	通学に必要なものの購入にかかる経費の一部
通学費 (市立のみ)	実費相当額		7月上旬(4～7月分) 前月月末(9月分以降) 【8月分は別途通知】	住所地で指定された市立学校までの片道の通学距離が、小学生で4 km以上、中学生で6 km以上ある場合の公共交通機関による交通費(特別支援学級の児童生徒は距離を問わない)
給 食 費	実費相当額		関係先へ支払う	給食費の実費相当額
修学旅行費	実費相当額			修学旅行に参加した場合の児童生徒の保護者が均一に負担する経費
校外活動費	実費相当額			校外活動に参加した場合の経費の一部(交通費、見学科)
体育実技用具費 (中学生のみ)	【柔道】上限 年 7,650円 【剣道】上限 年 52,900円			授業で柔道・剣道をする場合の柔道着等用具の購入費
医療費 (市立のみ)	自己負担分の実費相当額			学校から治療の指示を受けた疾病(むし歯、結膜炎、トラコーマ、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、白せん、疥せん、膿か疹、寄生虫病)の治療費 ※利用する場合には、学校が発行する「医療券」が必要ですので、必ず保健担当の先生にご相談ください。
オンライン学習通信費 (市立のみ)	実費相当額		8月末(4～7月分) 翌月末(8月分以降)	長崎市が貸与しているモバイルルーターを使用している際の、オンライン学習にかかる経費

認定について

- ・年度当初申請分の審査結果については、6月下旬頃、学校を通じて文書(支給決定通知書など)でお知らせします。
- ・申請の内容によっては、内容の再確認や添付書類の追加提出をお願いする場合があります。

問い合わせ先

- ・お子様が在学の小学校及び中学校
- ・長崎市教育委員会総務課助成係(TEL 095-822-8888(代表) 内線4073、4076)

援助を受けることができる方 とその添付書類

※今回申請する方のうち、令和4年度に就学援助を受給していない方または令和4年度と違う口座を使用する方は、振込先の通帳の口座情報が記載されたページのコピーが必要です。

援助は、次のいずれかに該当する方で、教育委員会が援助が必要であると認めた方が対象となります。

	申請理由	添付書類（最新の書類に限る）		添付書類を発行する機関																								
1	(1) 生活保護が停止または廃止された	不要		—																								
	(2) 世帯員全員の市民税が非課税である （所得が一定以下の理由による非課税）	不要		—																								
	(3) 市民税が減免された （天災などによる減免）	不要		—																								
	(4) 個人事業税が減免された （天災などによる減免）	事業税変更通知書		県振興局税務部																								
	(5) 固定資産税が減免された （天災などによる減免）	減免承認通知書		市資産税課																								
	(6) 国民年金の掛金が減免された ※全額・3/4・半額免除に限る	国民年金保険料 免除申請承認通知書 〔※住所・氏名・免除割合・免除期 間の記載箇所を添付すること〕		年金事務所																								
	(7) 国民健康保険税が減免された	国民健康保険税減免通知書		在住している各市区町村																								
	(8) 児童扶養手当を受けている ※全部支給停止の場合は対象外 ※児童手当や特別児童扶養手当は対象外	長崎市で受けている 長崎市以外で受けている （市外在住等）	不要 児童扶養手当証書	在住している 県または各市区町村																								
	(9) 生活福祉資金を借りた	生活福祉資金貸付決定通知書		社会福祉協議会																								
2	(1) 職業安定所登録の日雇労働をしている	日雇労働被保険者手帳		職業安定所																								
3	※上記の理由に該当しない場合は、以下の理由からお選びください。 (1) 同一生計の世帯全員の合計所得額が下表の「認定基準額」の合計所得額以下で子どもを就学させるのが困難な場合 ○「認定基準額」 ・裏面の申請書の「世帯の全人数」に応じて、認定基準額（所得上限額）があります。 ・世帯全員の合計所得額と以下の「合計所得額（認定基準額）」を比較してください。																											
	<table><tr><td>世帯人数</td><td>2人</td><td>3人</td><td>4人</td><td>5人</td><td>6人</td></tr><tr><td>合計所得額</td><td>2,222,000</td><td>2,514,000</td><td>2,802,000</td><td>3,237,000</td><td>3,781,000</td></tr></table> <table><tr><td>世帯人数</td><td>7人</td><td>8人</td><td>9人</td><td>10人</td><td>11人</td></tr><tr><td>合計所得額</td><td>4,325,000</td><td>4,722,000</td><td>5,134,000</td><td>5,719,000</td><td>6,042,000</td></tr></table> (単位：円)				世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	合計所得額	2,222,000	2,514,000	2,802,000	3,237,000	3,781,000	世帯人数	7人	8人	9人	10人	11人	合計所得額	4,325,000	4,722,000	5,134,000	5,719,000	6,042,000
	世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人																						
	合計所得額	2,222,000	2,514,000	2,802,000	3,237,000	3,781,000																						
	世帯人数	7人	8人	9人	10人	11人																						
	合計所得額	4,325,000	4,722,000	5,134,000	5,719,000	6,042,000																						
	※ 源泉徴収票の金額と比較する場合は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄をご確認ください。 なお、源泉徴収票の添付は不要です。																											
	(2) 保護者の離職、長期療養や 転職などによる大幅な減収、 又は災害のため、子どもを 就学させるのが困難な場合	理由		添付書類																								
		1 離職による減収	離職票1及び2（両方必須）																									
		2 長期療養による減収	①休職証明書 ②収入（見込）証明書（※） ③傷病手当等給付（予定）額がわかるもの																									
3 転職による減収		①退職証明書 ②収入（見込）証明書（※）																										
4 同一勤務先で減収		収入（見込）証明書（※）																										
5 災害（火災・風水害等）		り災証明書																										
※右記の書類により算出される所得額が上記の認定基準額以下であること（5を除く） ※ 2～4で必要な収入（見込）証明書は令和5年1月～令和5年12月分となります。																												

※ 今後、上記内容について変更が生じた場合には、別途お知らせします。

※ 添付書類の詳細（紛失時の再発行等）は、各書類の発行機関（発行部署）にお尋ねください。

添付書類の注意点

- 添付書類は返却できませんのでコピーで構いません。（白黒コピーで可）
- 添付書類は、申請時点で貸付や減免等を受けていることがわかる最新の書類を提出してください。
- 添付書類については、不要としている場合でも、審査の過程で提出をお願いすることがございます。あらかじめご了承ください。



○マイナンバーの記入について

就学援助申請の際に、課税台帳等の確認が必要になります。

右下の「申請者及び世帯員の同意・委任事項」をお読みになり、中学生以下の子どもを除いてマイナンバーの記入をしてください。

- ・記入が必要：今回（令和5年度）、はじめて申請書を提出される場合で、「基準に該当するため、申請する」に○をつけた方
- ・記入が不要：①「電子申請済みである」または「援助を申請しない（生活保護受給者も含む）」に丸をつけた方
② 令和4年度までに「馬場市において、「基準に該当するため、申請する」で申請をされた方

就學援助由讀書(委任狀・口座振替依頼書)

1	ア〜ウのいずれかに Oをして、各学校へ提出	②	基準に該当するため、申請する 電子申請済みである 奨助を申請しない(生活保護受給者を含む)	→	1〜6を記入し提出 1のみ記入し提出 1のみ記入し提出
---	--------------------------	---	---	---	-----------------------------------

フリガナ	生年月日	令和5年度の学校	令和5年度 新学年	教育委員会使用欄
氏 名	H	市役所	5 年	
ナガサキ サトコ	O・2・2	小		
長崎 里子	H	中	3 年	
ナガサキ ジロウ	O・9・8	教委		
長崎 次郎	H	中		

イ～ウの方の記入はここまでです

[illegible]

すべての保護者の方に記入いただく欄です。
在学中の児童・生徒全員を記入のうえ、在籍
の名学校に提出してください。

新年度の4月1日時点で生計が独立する予定（就職等）の世帯員は記入不要です（市外へ移住しても生計が独立していない学生等は要記入）

学校に提出する日を必ず記入してください。

- ①金融機関名・コード、支店名・コードは、預金通帳の内容と必ず一致させてください。
- ②振込口座は申請者（保護者）の口座で、名義はカタカナで記入してください。
- ③前年度に就学奨励を受給していない方または前年度に就学奨励を受給する方は、**振込先の通帳の口座情報**が記載されたページのコピーが必置です。

※主な金融機関

支店コード	通帳表紙店番	口座番号
金沢金沢金沢	0181	通帳表紙店番
十八親和	9900	通帳表紙店番
ゆうちよ	9900	通帳表紙店番
泉信銀行	0585	通帳表紙店番

申請書中の **A 欄** (3カ所) は、同じ方を記入してください。

単身赴任している場合は、**長崎市内に在住している方を**A欄に記入してください。

- ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

市立の指定校に、公共交通機関を利用して通学している場合で、片道の通学距離が、小学校4 km以上、中学生6 km以上ある場合は記入してください。

ただし、特別支援学級に在籍している場合には、距離は問いませんので、**1**に記入された児童・生徒のうち特別支援学級に在籍している方の氏名も記入してください。
(高級指導教室は除く)

フリガナ 氏 名	生年月日	令和5年1月1日 現在の住所	令和4年度の 収入の有無	マイナナンバー (中学生以下は記入不要)	令和5年度 学校名・学年	教育委員会使用欄
ナガサキ タロウ	T・S・H・R	市外	有・無	567890987654		
長崎 太郎	O・S・5	市	有			
ナガサキ ハナコ	T・S・H・R	市外	有・無	321012345678		
長崎 ハナコ	O・8・8	市	有			
ナガサキ イチロウ	T・S・H・R	市外	有・無	909876543210	高校1年生 (予定)	
長崎 一郎	O・10・10	市	有			
ナガサキ サチコ	T・S・H・R	市外	有・無			
長崎 サチコ	O・7・7	市	有			
ナガサキ ウメ	T・S・H・R	市外	有・無	345678909876		
長崎 ウメ	O・9・9	市	有			

世帯主全員の申請者及び世帯員の

次のいずれかに該当する場合のみ記入してください。(該当しない場合は記入不要)

[illegible][illegible]

《支給予定及び申請書提出期限》

認定の場合は、4月分から遡って7月上旬に支給を行う予定です。
「学用品費」などの支給決定は6月下旬に行います。
なお、6月下旬の支給決定となるためには、学校からお知らせする期限までに提出が必要です（提出期限を過ぎた場合でも、随時受付は行います）。提出した時期により、認定月及び支給開始月を決定いたしますのでご注意ください。

所得基準額超過	認定	年 月
	認定理由	
不認定		

令和5年度 就学援助申請書（委任状・口座振替依頼書） ※小・中学校それぞれ提出（小学校への提出は中学校に提出する申請書のコピーで可）

1	ア〜ウのいずれかに ○をして、各学校へ提出	基準に該当するため、申請する イ 電子申請済みである ウ 援助を申請しない（生活保護受給者を含む）→ 1のみ記入し提出	→ 1〜6を記入し提出 → 1のみ記入し提出 → 1のみ記入し提出		
フリガナ	氏名	生年月日	令和5年度の学校	令和5年度 新学年	教育委員会使用欄
		H . .	小	年	
		H . .	中	年	
		H . .	小	年	
		H . .	中	年	
		H . .	小	年	
		H . .	中	年	
		H . .	小	年	
		H . .	中	年	

2	あて先	長崎市教育委員会
	申請日	令和 年 月 日
申請者（保護者）	氏名（自署）	A
	現住所	長崎市
	令和5年1月1日 時点の住所	上記と同じ場合「同上」と記入
	電話番号	()
	金融機関	金融機関コード 支店コード（口座開設店番）
	コードは通帳から 転記してください	銀行 金庫・組合
	口座番号	普通預金
	口座名義 (申請者名義)	A ※カタカナ

3	フリガナ	氏名	生年月日	令和5年1月1日 時点の住所	令和4年の 収入の有無	マイナンバー (中学生以下は記入不要)	令和5年度 学校名・学年	教育委員会使用欄
1の児童・生徒以外の世帯員	A		T・S・H・R	市内・市外	有・無			
			T・S・H・R	市内・市外	有・無			
			T・S・H・R	市内・市外	有・無			
			T・S・H・R	市内・市外	有・無			
			T・S・H・R	市内・市外	有・無			
			T・S・H・R	市内・市外	有・無			

↑令和5年4月以降で最新の同一生計の世帯員を記入してください。↑中学生以下はマイナンバーおよび収入の有無の記入は不要です。

4	申請基準（※裏面で添付書類を確認すること）
次の基準に該当するため申請します（口にチェック）	
☐ 1-1(1) 生活保護停止又は廃止	
☐ 1-1(2) 世帯員全員が市民税非課税	
☐ 1-1(3) 市民税減免（天災などによる）	
☐ 1-1(4) 個人事業税減免（天災などによる）	
☐ 1-1(5) 固定資産税減免（天災などによる）	
☐ 1-1(6) 国民年金の掛金減免（全額・3/4・半額免除に限る）	
☐ 1-1(7) 国民健康保険減免	
☐ 1-1(8) 児童扶養手当受給（婚姻解消などによる）	
☐ 1-1(9) 生活福祉資金貸付	
☐ 2-1(1) 職業安定所登録の日雇労働	
※上記に該当しない場合は、以下からお選びください。	
☐ 3-1(1) 世帯全員の合計所得額が認定基準額以下	
※認定基準は裏面参照	
☐ 3-1(2) 特別の事情（裏面3(2)記載の種類の添付が必要）	
※下記にチェックを入れてください	
☐ 離職による減収	☐ 長期療養による減収
☐ 転職による減収	☐ 同一勤務先での減収
☐ 災害（火災・風水害等）	

5	世帯全人員	人		
令和4年度に 長崎市で就学援助を 受けた・受けない				
6	次のいずれかに該当する場合のみ記入してください。（該当しない場合は記入不要）			
①自宅と学校（市立指定校）の距離が1km以上、中学校4km以上、小学校6km以上で公共交通機関で通学する。				
②特別支援学校（通級指導教室を除く）に在籍し、公共交通機関で通学する。（距離は問わない。）				
学校区分	自宅〜学校の 通学距離(km)	利用区間 (最寄りのバス停に限る)	障害者手帳等の有無	在籍する児童生徒氏名
小		～	有・無	
中		～	有・無	

申請者及び世帯員の同意・委任事項

就学援助を申請するに必要となる情報は、申請者及び世帯員にかかると「税情報（所得及び課税の状況・国民健康保険の状況）・生活保護受給状況・児童扶養手当の受給状況」を長崎市教育委員会が確認することになります。

就学援助の認定を受けるには次のとおり取り扱ってください。

就学援助の請求、受領、返還に関する事項を長崎市教育委員会に委任します。ただし、就学援助費の受領のうち、新入用品費、通学用品費、通学用品費、校外活動費及び修学旅行費（学校長が保護者へ振込を指定する場合は、オンライン学習通学費並びに認定を受けた後に返還することになった学校給食費については、上記口座に振り込んでください（返納がある場合は申請者が返納します）。給食費及び医療費については、関係機関に直接支払ってください。

就学援助費の返還が生じ、未納となっている場合は、就学援助費が相殺することについて同意します。

※申請書中 A欄（3カ所）は、同じ方を記入してください。

※前年度に長崎市で就学援助を受けていないか、前年度と違う口座で今回申請する場合は、振込先の通帳の口座情報が記載されたページのコピーが必要です。

※申請する方は、振込先の記入を必ず行ってください。